

委員 長 談 話

平成 2 5 年 1 0 月 1 8 日

千葉県人事委員会委員長 清水 新次

- 1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年は、職員の給与と民間給与とを比較したところ、月例給については、職員の給与が民間給与を下回っていることが明らかになりました。その較差を埋め、民間との均衡を図るため、月例給を本年 4 月から引上げ改定（0.09%（354円））することが適当と判断しました。

その内容は、給料表について、近年、民間との間に相当程度の差を生じている初任給を中心に、若年層に限定した改定を行うこととするものです。

なお、特別給については、民間とおおむね均衡していることから、改定しないこととしました。

- 2 また、公務運営については、雇用と年金の接続、能力・実績に基づく人事管理、多様で有為な人材の確保、勤務環境の整備及び公務員制度改革に関して報告しました。

- 3 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っているものです。

- 4 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本年の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。
- 5 また、本年7月から職員全体について、臨時特例による給与減額支給措置が実施されています。給与減額支給措置は、人事委員会の勧告に基づかないものであり、職員にとって大きな影響があることから、この措置が終了する平成26年4月以降の給与については、人事委員会の勧告に基づいたあるべき給与水準が確保される必要があると考えます。
- 6 職員においては、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるため、全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観の下に、時代の変化に迅速かつ的確に対応し、県民の視点に立った行政運営や公務能率の向上に努め、職務に精励されるよう要望します。
- 7 県民の皆様には、人事委員会が行う勧告の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民生活を支え、その向上に日々努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。